

シンポジウム

近代国家における人と土地

川喜田敦子

ドイツ近現代史を振り返ると、ドイツ国家の主権が及ぶ地理的範囲と、ドイツに帰属すると考えられる人間の居住範囲が相互にそれをもちつつ、しかし運動しながらいずれも伸縮を繰り返したという大きな特徴に気づく⁽¹⁾。本シンポジウム「領土とナショナリティ」では、そのような存在としてのドイツが抱えた問題、及ぼした影響、そこから得られる現代日本への示唆について、様々な観点から考察が行なわれた。各報告は、取り上げる地域も時代も主として依拠する方法も多様でありながら、しかし随所で相互に多くの接点を有していた。本稿ではその連関を改めて紡ぎなおしながら、本シンポジウムの射程について考えていきたい。

1 領土変更と住民移動

報告を聞いて強く感じたのは、本シンポジウムのテーマ「領土とナショナリティ」はすぐれて近代の問題だということである。

広渡氏が報告の冒頭で指摘されたのは、近代に入り、国家が土地ではなく人を支配するようになったということであった。この指摘は、第二次世界大戦後のドイツ旧東部領をめぐる領土問題をそれぞれ西ドイツ、ポーランドの文脈に照らして検討した佐藤報告、吉岡報告と強く関連する。このドイツ旧東部領問題と切り離すことができないものとして、第二次世界大戦後に中東欧で実施された大規模な住民移動がある。吉岡氏は報告のなかで、住民移動は領土問題ならびに民族問題に対する「20世紀的な」解決方法であったと評された。20世紀に数多く実施された住民移動は、国家と人の結びつきが20世紀にいたっていかに強固になったかを示すとともに、同じひとつの国家と結びついた人どうしのあいだにある種の同質性が想定されるようになり、しかもその性質が他の集団とのあいだで重なりをもたず、その意味で排他的であり、かつ変更不能であるか変更に苦痛をともなうと考えられるようになったことをも示している。すなわち、国家と人の関係が強化されたうえに、その関係性に民族的な観点か

(1) ロジャース・ブルーベイカー（佐藤成基・佐々木てる監訳）『フランスとドイツの国籍とネーション—国籍形成の比較歴史社会学』（明石書店、2005年）、15-40頁。

らみた排他性、一義性が加わったことにより、土地の帰属が変更されるときにそれに合わせて人間も動かなくてはならなくなつたのである。20世紀に入つて見られるようになった領土変更にともなう住民移動、強制移住はそのようなものとしてとらえることができる⁽²⁾。

この点に関連して興味深いのはナチズムにおける土地概念である。U・ユーライトは、ナチズムの中核概念のひとつとみなされている「生存圏／生空間」(Lebensraum) という概念について、ヒトラーが自身の用語法としてはむしろ「土地」(Boden) という語を多用していることを指摘しつつ、植民地支配と強い関連をもち、当時、広く論じられていた生存圏構想と、ヒトラーの唱えた土地政策を分かつ重要な点は、支配下に入れようとする地域に現地住民の残留を許し、それをドイツ人として国民化する可能性を認めるかどうかという点にあったと論じている。ヒトラーが「土地政策」という語を用いるときには、獲得した土地をドイツ化することはできるが、その土地に住む人間はドイツ化不能であり、「除去」する必要があるという人種主義的的前提に立っており、それが植民地における現地住民への対応とナチ体制下の侵略・移住政策との本質的な違いを示しているという議論である⁽³⁾。その意味で、ナチの民族政策は、近代国家における土地と人との切り離しを極限までつきつめたものと言えよう。

ナチ体制下でのユダヤ人虐殺が、元をただせば、国外に居住するドイツ系住民の帰還政策ならびにそれと連動した非ドイツ系住民の追放政策から始まったというG・アリーの説は今日ではよく知られるようになった⁽⁴⁾。このナチズムの民族政策と第二次世界大戦後のドイツ系住民の強制移住の関係について、吉岡報告では、第二次世界大戦後の住民移動がポーランドでナチ占領期の民族リストを用いて行なわれたという興味深い指摘があった。これは確かに皮肉な話ではある。しかし、この事実を前にして考えざるをえないのは、第二次世界大戦後の強制移住の根幹はナチズムにあるわけでも、また—冷戦下の西ドイツでかつて主張されたように—共産主義にあるわけでもない、ということである。第二次世界大戦後の中東欧における住民移動、そしてそれに先立つ20世紀ヨーロッパの数々の強制移住や追放の根幹には、住民移動の必要性に合意し、

(2) 20世紀にとられた民族問題解決のための様ざまな方法とその類型については、吉川元『民族自決の果てに—マイノリティをめぐる国際安全保障』(有信堂、2009年), 68-75頁を参照されたい。

(3) ウルリケ・ユーライト(石田勇治・川喜田敦子訳)「失われた領土をめぐる幻肢痛—戦間期の『生空間』構想」、石田勇治・川喜田敦子編『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』(勉誠出版、2014年刊行予定)。

(4) ゲツツ・アリー(山本尤・三島憲一訳)『最終解決』(法政大学出版会、1998年)。

その執行を決定し、実行に移した—当事国から列強にいたるまで—当時のすべてのアクターが逃れることができなかつた、国家と人の関係のあり方に関する近代的な発想があつた。すなわち一民族一国家を前提とする国民国家原理である。

民族問題を防止するためには異なる民族の混住を避けることが望ましいという思考は、19世紀後半にすでに前例のある少数派住民による残留か移住かの選択、第一次世界大戦前後に行なわれたブルガリア＝トルコ間、ギリシア＝トルコ間の二国間協定に基づく住民移動にも通底していた。20世紀ヨーロッパの様ざまな住民移動は、したがつて、異なる民族がひとつの国民を形成することを困難と見るという前提においては共通しているが、規模、強制性の程度、関係国間の合意の有無、対象者の生命ならびに財産に対する移住執行国の関心の多寡等の点においては事例ごとに著しい相違もある。それを踏まえて、さらに第一次世界大戦中のアルメニア人追放と虐殺のような事例をも考え合わせたうえで、ナチの民族政策、第二次世界大戦後のドイツ系住民の強制移住、さらには同時期に行なわれたドイツ系以外の様ざまな住民集団の強制移住を、民族問題の解決をめざす措置とその急進化のスペクトルのどこに位置づけるべきかを検討していく必要がある⁽⁵⁾。

ここで改めて、国家が人を土地から切り離して支配するようになったという広渡報告の指摘に戻りたい。この指摘を単純に、近代国家の支配の下では結果として土地と人が切り離されたととらえてはならないのだろう。土地と人の結びつきはむしろ強固に残つた。ドイツでそれを象徴するのは、ツェルナー報告でも言及された「ふるさと／故郷」(Heimat) という概念である。「郷土防衛」あるいは「郷土保護」(Heimatschutz), 「愛郷歌」(Heimatlied) などの概念もあるが、本シンポジウムの報告との関連で言えば、最も関連が強いのは「故郷権」(Heimatrecht) であろう。故郷権とは、ふるさとに暮らすことは人間が神から与えられた権利であるとする考え方である。この思想は、1950年8月にシュトゥットガルトで発表された「故郷被追放ドイツ人憲章」のなかですでに謳われており、西ドイツ時代に、国内に居住する被追放民が中東欧の故郷に帰るためという理屈で領土回復が訴えられる根拠となつた⁽⁶⁾。国家と人の関係

(5)拙稿「住民移動・民族浄化・ジェノサイド—急進化する排除の時代としての20世紀」石田勇治・武内進一編『ジェノサイドと現代世界』(勉誠出版、2011年), 119-139頁。

(6)故郷被追放ドイツ人憲章(*Die Charta der deutschen Heimatvertriebenen*)の文言は、ドイツ歴史博物館の提供するウェブサイト LeMO (Lebendiges Museum Online)にて確認できる。

http://www.hdg.de/lemo/html/dokumente/JahreDesAufbausInOstUndWest_erklaerung-

が強化されたことは、土地が国家から切り離されたときに人がその土地から追われる理由になった。しかしそれは、人と國家が強力に結ばれている限り、人と土地を結ぶ「故郷権」のような論理があれば、いったんは切り離された土地と国家の関係を人を媒介に再び結び直すこともできるようになったということでもあった。

しかし、この故郷権の論理に従えば、土地の帰属が変わり、人が入れ替わつて時間が経過すれば、新しくその地に住むようになった人にもその土地に対する「故郷権」が発生すると考えざるをえない⁽⁷⁾。これは、佐藤報告で「現状(status quo) の力」と言われたものの一側面を形成していた。

2 領土変更とアイデンティティ変容

領土の大きな変更はナショナル・アイデンティティのあり方にも影響を与える。佐藤報告、吉岡報告はそのことを上からの働きかけ、すなわち政府の政策や意図に主眼を置きつつ論じた。これに対して、国家の領土的枠組みが変動するなかで個々の人間のアイデンティティはどう変容するのかを問うたのが藤田報告である。

戦間期のドイツ国内では、ハプスブルク帝国ならびにドイツ第二帝政の崩壊と領土喪失を背景に「民族ドイツ人」(Volksdeutsche)への関心が高まった。この時期、ドイツの「民族所属性」(Volkszugehörigkeit)をもつ存在であるとドイツ側から規定された国外のドイツ語話者はその論理に対してどう反応していったのか。藤田報告がルーマニアのドイツ語コミュニティを例に描き出したのは、ハプスブルク帝国統治下におけるドイツ語話者の多重的なアイデンティティが戦間期のドイツによる「在外ドイツ人政策」に呼応してその重層性、複合性を失い、次第に画一的な方向へと傾いていく過程だった。この変容過程は、ナチ・ドイツ占領下におけるドイツ系住民の対独協力について考えるうえでも重要な前史と言えるだろう。

報告では国外ドイツ語話者の自己理解から多重性が失われていく点が強調されたが、藤田報告の特徴であるルーマニアからの視点がもつ面白さは、「民族

ChartaDerHeimatvertriebenen/index.html 参照。

(2013年09月30日閲覧)

(7) 1985年5月8日のヴァイツゼッカー演説でも、第二次世界大戦後に移住してきたポーランド人にとってドイツ旧東部領が新たな故郷となっていることに対して注意が喚起されている。リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッcker（永井清彦訳）『荒れ野の40年—ヴァイツゼッcker大統領演説全文—1985年5月8日—』（岩波ブックレット No.55）（岩波書店、1986年），25頁。

「ドイツ人」が大きな時代背景の下でドイツ本国の思想状況や制度変更の客体となるだけでなく、その過程において彼らの主体的な賛同も、自覚的な対峙や葛藤も見ることが可能になるという点にある。質疑応答では、ルーマニアのドイツ語コミュニティにおける世代対立など、コミュニティ内部の固有の力学にも言及があった。第二次世界大戦後、強制移住を経て、ドイツ国外から西ドイツに迎えられたドイツ系住民は、「基本法上のドイツ人」として扱われることに異論を唱えなかつたが、自分たちは独自の文化をもつとして、文化的特性を保持するために文化保護を受けることを主張した⁽⁸⁾。その背後には、アイデンティティをめぐるこうした戦間期の葛藤も作用していたのかもしれない。

人間は、時代のディスコースに否応なく巻き込まれ、存在を規定されるものであると同時に、そのアイデンティティはそれほど簡単に外から作り変えられるものでもない。これはポーランドでも同じことであろう。吉岡氏は、ドイツ系ともポーランド系とも見ることのできるグレーゾーンに位置する人びとが、ドイツかポーランドかという二者択一の民族意識にはめ込まれていくプロセスを強調されたが、領土の獲得と喪失を同時に経験し、住民構成に大きな変化のあったポーランドで、体験者のアイデンティティにどのような葛藤があったか、また体制変革後のポーランド社会でその史実に対する関心の変化が見られるのではないかなどの点についても興味は尽きない。

3 世論と国益——日独比較の枠組みをめぐって

こうしたドイツ旧東部領をめぐる諸問題と日本の領土問題の関係はどのようにとらえればよいのだろうか。これまで述べてきたように、ドイツの領土問題は、近代国家における国家と人の関係性との関連においてとらえることができる。こうした「人」の介在するドイツ＝ポーランド間の領土問題は、純粋に領域だけの問題としての竹島や尖閣とは異なるというのが佐藤氏の分析であり、これは、シンポジウムの企画をうかがって私自身もまず初めに感じたことだった。この違いが領土問題をめぐって日独間で意味ある比較をすることを難しくしている。現にツェルナー報告でも、今日の日本の領土問題を考えるための比較対象としてはドイツの領土問題のなかでも、旧東部領ではなくヘルゴラントが挙げられた。

ただそのなかであえて日独の領土問題を対照させてみると、両者に共通

(8) この要求は、連邦被追放民法第96条の文化保護規定として実現した。Gesetz über die Angelegenheiten der Vertriebenen und Flüchtlinge, *Bundesgesetzbuch* 1953, Teil I, S. 201-221, hier bes. S. 219.

するのは、領土の領有であれ放棄であれ、それが国民の前で説明され、正当化されねばならないという点である。そのときの論理の構造は、変更される領土に「人」が存在すれば—そして、それが強制的に立ち退きを迫られたりすればなおのこと—「人権」というかたちで国際法上の問題とも絡んでくる。西ドイツには確かにそういう議論があった。ただし、これが力をもったとすれば、国際社会に対してではなく、多分に国内世論に訴える論理としてであろう。つまり、被追放民の存在や彼らの人権、故郷権を媒介として、失われた東部領とドイツ国家のつながりが正当化され、その領有に—当事者以外も含めた—国民の賛同が与えられるという構造である。

これに対して現在の日本の領土問題では、土地と国のつながりを国民の前で正当化し、支持を集め媒介となっているのはその土地に居住する住民ではない。この媒介機能を代替しているのは、資源という言葉で語られるにせよ、安全保障という観点から論じられるにせよ、「国益」という観念であると考えられる。このとき、当該の土地と国を結ぶために人権を媒介とする論理と国益を媒介とする論理を比較すれば、人権の場合には当事者となる住民はあくまでも国民の一部にすぎないのでに対して、国益の場合には主権者の全てが直接の当事者になる。そのため領有への賛同を得るうえでは、国益という観念は、一部の住民の人権を媒介とする以上に強力な媒介として機能し、だからこそより広範かつ攻撃的なナショナリズムを惹起しうるのだろう。

こうしたことを踏まえて、佐藤報告では、国益概念の再検討という提案がなされたのだと考えられる。佐藤報告に限らず、本シンポジウムの各報告のなかで出された提案にはかなりの共通点があった。すなわち、廣渡氏の言葉を借りるならば、主権の排他性、土地や人間の帰属の一義性といった近代の法的思考からいかに転換するかということである。近代国家の抛って立つそうした排他的な前提が時として先鋭化させる国民集団間の敵愾心や恐怖心をいかに解体し、ツェルナー氏の提示されたような国際協調の理念によってそれをいかに置き換えていくかと言い換えてもよいだろう。

4 市民社会と専門知—現代日本への視座

このとき大きな問題となるのが、近代の重要な要素である主権者としての国民（市民）の存在である。近代国家の排他的な主権の原理にしばられた近視眼的な国益論に対して、より長期的な視座に立った、学術的考察から導きだされる提言が主権者たる市民の共感を得るために、佐藤報告でドイツについて論じられたように、相応の戦略的な立論、広い意味での教育を通じた働きかけが

必要になるのだろう。

このようなことを考えようとするときに気になるのは、日本の社会における「専門知」の位置づけである。たとえば、日本の領土問題に大きな影を投げかけているものとして歴史問題がある。総会の冒頭に姫岡理事長からも言及のあった日本の近現代史にまつわる昨今の様ざまな発言を耳にして思うのは、現在の研究状況に鑑みて解釈の範囲内である見解とその境外にある見解があると考えられるにもかかわらず、それに関する学術的な判断が社会のなかで尊重されているとは思えないということである。これについては、日本の歴史家の怠慢であるという批判を受けたこともあり、自ら批判するところでもある。私はこれまでこのことを歴史と政治の問題としてとらえようとしてきたが、昨今は、歴史学だけではなく、憲法学者や経済の専門家の声にもしかるべき形で耳が傾けられているとは言いがたいようにも見受けられる。

とくに論争的なテーマにおける、現代日本の学術、メディア、政治、市民社会—考えに入れるべき要素はもっとあるかもしれないが—が織りなす構造全体をドイツと比較するならば、そこにどのような違いがあり、それに応じた専門知の発信はいかなる形をとるべきなのか。今回のシンポジウムは、「領土とナショナリティ」という観点から、そうした大きな問題にまで思いを馳せ、近代ならびに現代を問い直す意義深い契機になったと考える。